

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会

令和5年2月 22 日決裁分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 5件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200475 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200126 号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 61 年 1 月頃から同年 12 月頃まで
② 昭和 62 年 1 月頃から昭和 63 年 7 月頃まで

請求期間①及び②について、私は、A社が経営するB店及びC店に、それぞれD職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。当該各期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち昭和 61 年 4 月頃から同年 12 月頃までの期間及び請求期間②のうち昭和 62 年 1 月頃から同年 7 月頃までの期間について、前回、請求者は、令和 4 年 2 月 25 日付けで訂正請求を行っているところ、i) オンライン記録によると、A社は、当該各期間において厚生年金保険の適用事業所でない上、商業登記の記録において確認できる同社の代表取締役は、既に死亡しており、請求者の当該各期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、ii) 商業登記の記録において確認できる同社の取締役一人は、代表取締役が亡くなったため、そのまま会社を廃業しており、資料等の保管もないので、請求者の当該各期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、不明である旨回答していること、iii) 請求者は、C店における同僚の氏名を記憶しておらず、B店における同僚 3 人の姓を挙げるものの、当該姓からは、各人を特定することができない上、前述のとおり、同社は、当該各期間において厚生年金保険の適用事業所でないため、当該各期間当時の同社における被保険者を確認することができず、同社の元従業員に対し請求者の勤務実態について照会することができないことから、既に令和 4 年 6 月 28 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする近畿厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、今回新たに、A社が経営するB店における同僚一人の姓を挙げ、同店の所在地を示す手書きの地図等（以下「地図等」という。）を提出し、請求期間①を昭和 61 年 1 月頃から同年 12 月頃までの期間として、2回目の訂正請求を行っているものである。

また、請求者は、新たな資料を提出することなく、A社が経営するC店に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた旨主張し、請求期間②を昭和 62 年 1 月頃から昭和 63 年 7 月頃までの期間として、2回目の訂正請求を行っているものである。

しかし、請求期間①について、オンライン記録によると、A社は、当該期間において、厚生年金保険の適用事業所でない。

また、請求者は、今回新たに、A社が経営するB店における同僚一人の姓を挙げるものの、当該姓のみでは個人を特定することができず、請求者の請求期間①における勤務実態等について照会できない上、請求者から提出された地図等からは、当該期間において請求者がA社の経

當するB店に勤務していたこと、及び当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認又は推認することができない。

さらに、請求期間②について、オンライン記録によると、A社は、当該期間において、厚生年金保険の適用事業所でない上、請求者から新たな資料の提出もない。

そのほか、請求内容及びこれまでの収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200335 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200127 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 55 年 3 月 1 日から同年 2 月 25 日に訂正し、同年 2 月の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 55 年 2 月 25 日から同年 3 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 55 年 2 月 25 日から同年 3 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 56 年 3 月 31 日から同年 4 月 6 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

昭和 56 年 3 月 31 日から同年 4 月 6 日までの期間については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 56 年 3 月 31 日から同年 4 月 6 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 3 請求者のA社における昭和 55 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日までの標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、昭和 55 年 3 月から同年 7 月までは 11 万円から 11 万 8,000 円、同年 8 月及び同年 9 月は 11 万円から 14 万 2,000 円とする。

昭和 55 年 3 月から同年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る昭和 55 年 3 月から同年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 4 請求者のA社における昭和 55 年 2 月 25 日から同年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、同年 2 月から同年 7 月までは 11 万 8,000 円から 14 万 2,000 円とする。

昭和 55 年 2 月から同年 7 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 及び 3 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 55 年 2 月 25 日から同年 3 月 1 日まで
② 昭和 56 年 3 月 31 日から同年 4 月 6 日まで
③ 昭和 55 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

請求期間①について、A社には、昭和55年2月25日に入社したが、国（厚生労働省）の記録では、同年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間②について、A社を昭和56年4月5日に退職したが、国（厚生労働省）の記録では、同年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間③について、国（厚生労働省）の記録では、A社での標準報酬月額が11万円になっており、実際の給与額よりも低く記録されている。

A社で勤務した期間の全ての給料支払明細書を提出するので、調査の上、請求期間①、②及び③に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の記録及び請求者から提出された給料支払明細書（以下「給料明細書」という。）から判断すると、請求者が請求期間①においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の解散時の事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、雇用保険の記録及び給料明細書から判断すると、請求者が請求期間②においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、給料明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の解散時の事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 請求期間③について、給料明細書及び日本年金機構の回答から判断すると、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③の標準報酬月額については、給料明細書から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、昭和 55 年 3 月から同年 7 月までは 11 万 8,000 円、同年 8 月及び同年 9 月は 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくっている上、同社の解散時の事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

4 請求期間①及び請求期間③のうち昭和 55 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、給料明細書を基に日本年金機構が回答した請求者の資格取得時に決定されるべき標準報酬月額及び給料明細書により確認できる当該期間の報酬月額は、上記 1 及び 3 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額よりも高い額である。

したがって、請求期間①及び請求期間③のうち昭和 55 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、日本年金機構の回答及び給料明細書の報酬月額から、同年 2 月から同年 7 月までは 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

ただし、昭和 55 年 2 月から同年 7 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 及び 3 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200284 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200128 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成2年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成31年2月1日から令和2年4月1日まで

請求期間について、A社に勤務し、各月の給与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B年金事務所が保管するA社から提出された請求者の平成31年2月1日付け資格取得に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を見ると、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年5月18日に同年金事務所において受付されていることから、オンライン記録において、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる場合とされているところ、A社は、B年金事務所からの照会に対し、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除した旨回答しており、同社から同年金事務所に提出された賃金台帳において、請求者の当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料額が記載されている。

しかしながら、C市から提出された請求者に係る令和2年度及び令和3年度の市民税・県民税に関する回答書に記載の各年の社会保険料控除額と前述の賃金台帳において確認できる各年の社会保険料控除額はそれぞれ一致していないことから、請求者が請求期間当時において、当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

また、請求期間のうち、平成31年2月1日から令和元年12月31日までの期間については、C市から提出された請求者に係る令和1年分給与支払報告書（個人別明細書）には、A社が支払者の当該支払報告書は見当たらず、請求者が当該期間において、同社から給与の支払いを受けたことを確認できない上、令和2年1月1日から同年4月1日までの期間については、同市から提出された請求者に係る同社が支払者の令和2年分給与支払報告書（個人別明細書）において、同社から給与が支払われていたことが確認できるものの、社会保険料等の金額欄は空欄となっており、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できない。

さらに、A社の事業主であり、本訂正請求に係る請求者の代理人に照会を行ったが回答を得られず、当該者から請求期間当時に請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについて確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200256 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200129 号

第1 結論

1 請求者のA社における令和2年1月1日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和2年1月から同年3月までの標準報酬月額については、9万8,000円とする。

令和2年1月から同年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年1月から同年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成10年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成31年2月1日から令和2年4月1日まで

請求期間について、A社に勤務し、各月の給与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録になっていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 B年金事務所が保管するA社から提出された請求者の平成31年2月1日付け資格取得に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を見ると、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年5月18日に同年金事務所において受付されていることから、オンライン記録において、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

一方、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる場合とされているところ、A社は、B年金事務所からの照会に対し、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除した旨回答しており、同社から同年金事務所に提出された賃金台帳において、請求者の当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料額が記載されている。

また、請求期間のうち、令和2年1月1日から同年4月1日までの期間について、C市から提出された請求者に係る令和3年度市民税・県民税に関する回答書及び令和2年分給与支払報告書（個人別明細書）、D税務署から提出された請求者の令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書により確認できる社会保険料控除額から、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間のうち、令和2年1月から同年3月までの標準報酬月額については、前述の令和3年度市民税・県民税に関する回答書等により推認できる厚生年金保険料控除額

から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間のうち、令和2年1月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成31年2月1日から令和元年12月31日までの期間について、C市は、令和2年度において、請求者に係る給与支払報告書の提出はない旨回答しているところ、同市から提出された令和2年度市民税・県民税に関する回答書を見ると、給与支払金額に関する記載はなく、社会保険料の控除額は0円であることが確認できる上、D税務署から提出された請求者に係る令和1年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を見ても、給与収入金額及び社会保険料控除欄は空欄となっていることから、請求者が当該期間当時において、A社から給与の支払いを受け、当該給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

また、A社の事業主であり、本訂正請求に係る請求者の代理人に照会を行ったが回答を得られない上、このほかに請求者の請求期間のうち、平成31年2月1日から令和元年12月31日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成31年2月1日から令和元年12月31日までの期間について、請求者が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200427 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200130 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 15 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 31 年 9 月 1 日から昭和 32 年 6 月 26 日まで

② 昭和 33 年 12 月 16 日から昭和 34 年 9 月 1 日まで

請求期間①について、A社には、昭和 31 年 6 月に入社し、3か月の試用期間を経た後、同年 9 月から厚生年金保険に加入したと思うが、国（厚生労働省）の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和 32 年 6 月 26 日になっており、当該期間の年金記録がない。

また、請求期間②について、B事業所には、A社で一緒に勤務した同僚二人と一緒に入社し、昭和 34 年 8 月末まで勤務したと思うが、国（厚生労働省）の記録では、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和 33 年 12 月 16 日になっており、当該期間の年金記録がない。

A社には、1年半程勤務したと思うし、B事業所には、一緒に入社した同僚二人と共に同事業所が倒産する昭和 34 年 8 月末まで勤務したので、調査の上、請求期間①及び②の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、商業登記の記録によると、A社は、平成 22 年に解散している上、同社解散時の事業主は、当時の資料は一切残っておらず、請求者の勤務、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料控除の状況は不明である旨回答していることから、事業所から請求者の請求期間①における勤務、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、請求者が請求期間①に A 社で同じ業務に従事した同僚として名前を挙げた二人のうちの一人は、請求者を記憶しておらず、他の一人は、請求者が同社に勤務していたことは覚えているが、請求者がいつから同社に勤務していたのかは覚えていない旨陳述しており、これらの者から請求者の請求期間①における勤務を確認又は推認することができない。

さらに、オンライン記録において、請求期間①に厚生年金保険被保険者記録がある 41 人（前述の請求者が名前を挙げた同僚 2 人を除く。）のうち所在が判明した 6 人に照会し、2 人から回答を得たが、2 人とも請求者を記憶しておらず、これらの者からも請求者の請求期間①における勤務を確認又は推認することができない。

加えて、請求者は A 社での給与明細書等の資料を保管しておらず、このほかに、請求者の請求期間①における勤務及び厚生年金保険料控除を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 請求期間②について、B事業所は、昭和34年8月14日に厚生年金保険の適用事業所でなくなりており、同事業所の事業主は死亡していることから、同事業所及び事業主から請求者の請求期間②における勤務、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない上、請求期間②のうち昭和34年8月14日以降は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、請求者が請求期間②にB事業所で一緒に勤務した同僚として名前を挙げた二人のうちの一人は、請求者を記憶しておらず、他の一人は、請求者が同事業所でいつまで勤務していたのか覚えていない旨陳述しており、これらの者から請求者の請求期間②における勤務を確認又は推認することができない。

さらに、オンライン記録において、請求期間②にB事業所で厚生年金保険被保険者記録がある17人（前述の請求者が名前を挙げた同僚2人を除く。）のうち所在が判明した4人に照会したところ、回答があった1人は請求者を記憶しておらず、他の3人は回答がないことから、これらの者からも請求者の請求期間②における勤務を確認又は推認することができない。

加えて、請求者は、B事業所での給与明細書等の資料を保管しておらず、このほかに、請求者の請求期間②における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200283 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200131 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 12 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 58 年 4 月 26 日から昭和 62 年 7 月 1 日まで

② 昭和 63 年 10 月 21 日から平成 5 年 3 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間①及び②について、A社の正社員として様々な現場で勤務していたので、当該各期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、オンライン記録により、A社において当該各期間に厚生年金保険被保険者記録がある者に照会（以下「同僚照会」という。）したところ、回答又は陳述のあった者のうち複数の者が、期間の特定はできないものの、請求期間①及び②のうち一部の期間において、請求者が同社に勤務していた旨回答している。

しかしながら、A社及び同社の担当者は、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる資料を保管しておらず、不明である旨回答及び陳述している。

また、同僚照会において、請求期間①及び②当時、社会保険事務及び給与計算事務担当者と回答のあった者は、既に死亡していることから、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができず、前述の同僚照会において回答又は陳述のあった者からは、請求者が請求期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者要件を満たす勤務実態であったことをうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日（昭和 62 年 7 月 1 日）及びオンライン記録における同資格を再取得後の喪失年月日（昭和 63 年 10 月 21 日）は、企業年金連合会から提出された厚生年金基金加入員台帳における請求者のB厚生年金基金に係る加入員資格の取得年月日及び同加入員資格を再取得後の喪失年月日と一致しており、雇用保険の記録における請求者の同社に係る資格取得年月日及び同資格を再取得後の離職年月日とも符合している。

なお、請求者から提出された労働安全衛生法第 60 条による職長教育の修了証を見ると、請求者は、A社から請求期間②の期間中に交付を受けたことが確認できるところ、同社は、当該修了証の交付対象者について、同社の正社員以外にも交付することがある旨回答していることから、当該修了証を交付された事実をもって、請求者が同社の正社員として当該期間に勤務し、

厚生年金保険料を控除されていたとまでは言えない。

加えて、C市の回答によると、請求者は、請求期間②において、国民健康保険に加入しており、このほか、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200319 号

厚生局事案番号 : 近畿（脱）第 2200002 号

第1 結論

昭和 25 年 3 月 28 日から昭和 33 年 6 月 29 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女（子）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 38 年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 9 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 25 年 3 月 28 日から昭和 33 年 6 月 29 日まで

母が死亡した後に、母が婚姻前に A 社において厚生年金保険に加入していたことが年金事務所において初めて分かったが、当該加入期間は既に脱退手当金が支給されているため、年金受給の被保険者期間には算入されないと説明を受けた。

根拠書類もなしに一方的に脱退手当金を支払ったと言われても到底納得できず、母が死亡した後に知らされることで、遺族としてやり切れない気持ちでいっぱいである。

母は、脱退手当金の支払日である昭和 33 年 10 月 14 日には婚姻し B 県 C 市で生活していたので（同年 10 月 * 日に挙式を行っている写真あり）、挙式後 * 週間で脱退手当金を受け取るために D 県まで帰省したとは考え難い。

調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年である昭和 33 年に被保険者資格を喪失した旨の記載があり、かつ、退職時に脱退手当金の受給資格を有していた女性のオンライン記録を見ると、174 人のうち 171 人と大多数の者に脱退手当金の支給記録が確認できるところ（その全員の脱退手当金の支給決定が資格喪失後約 4 か月以内）、訂正請求記録の対象者と資格喪失日及び支給決定日がそれぞれ同一のものが複数あるなど、脱退手当金の手続がまとめて処理された様子がうかがえる。

また、そのうち脱退手当金の支給記録があり、かつ、同僚照会に回答があった二人は、自身の脱退手当金の手続について、事業所を通じて行った旨回答又は陳述しており、これらの事情を踏まえると、訂正請求記録の対象者についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、訂正請求記録の対象者の脱退手当金に係る支給額は、請求期間の標準報酬月額に基づく法定支給額（1 万 9,612 円）と一致するなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、訂正請求記録の対象者の脱退手当金の支給決定日当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ老齢年金を受給できなかつたところ、

訂正請求記録の対象者にはA社における厚生年金保険被保険者資格喪失後、厚生年金保険の加入歴はないことを踏まえると、訂正請求記録の対象者が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえず、このほかに、訂正請求記録の対象者が請求期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、請求者は、脱退手当金の支給決定日（昭和33年10月14日）当時、母は既に結婚しC市に居住していたため、脱退手当金を受領するためにわざわざD県まで帰省したとは思えない旨主張しているが、当時、脱退手当金は、社会保険出張所（当時）のほか、住所地近隣の郵便局又は銀行で受領することも可能であった。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。